

協会制度保証

(令和7年4月1日現在)

保証制度名	資金使途	保証限度額(1企業者あたり)	保証期間	担保	保証人	保証対象者、保証条件その他
手形貸付根保証	事業に要する運転資金(組合の場合転貸資金を除く。)	申込1件につき100万円以上で、2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	2年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
割引根保証	事業に要する運転資金(組合の場合転貸資金を除く。)	申込1件につき100万円以上で、2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	2年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
当座貸越(貸付専用型)根保証	事業に要する運転・設備資金	1企業100万円以上で、2億8,000万円以内。ただし、無担保の場合は5,000万円以内	1年又は2年	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
小口当座貸越根保証「ウサボくん」	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき100万円以上で、3,000万円以内	1年又は2年	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業者カードローン当座貸越根保証	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき100万円以上で、2,000万円以内	1年又は2年	原則として不要。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
長期経営資金保証	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき2,000万円以上で100万円単位とし、2億円以内(組合は4億円以内)	運転資金3年以上15年以内、設備資金3年以上20年以内	原則として要する。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
商工連あっせん融資保証	事業に要する運転・設備資金	融資あっせん要綱で定める。	運転資金7年以内、設備資金10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	融資あっせん要綱で定める。
中小企業特定社債保証	事業に要する運転・設備資金	4億5,000万円以内	7年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
「地方創生」応援社債保証	事業に要する運転・設備資金	4億5,000万円以内	7年以内	必要となる場合がある。	不要	取扱要領で定める。
流動資産担保融資保証	事業に要する運転・設備資金	2億円以内	1年以内	売掛債権又は棚卸資産	不要	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
下請振興関連保証	制度要綱で定める。	2億円以内	1年以内	売掛債権	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
事業再生保証	制度要綱で定める。	2億円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
借換保証	事業に要する運転・設備資金	制度要綱で定める。				
小企業経営支援保証	事業に要する運転・設備資金	2,000万円以内	10年以内(商工連あっせん融資保証を利用する場合は運転資金7年以内、設備資金10年以内)	不要	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
特定信用状関連保証	制度要綱で定める。	2億円以内	1年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
小口零細企業保証	事業に要する運転・設備資金	貸付限度額は2,000万円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
一括支払契約保証	制度要綱で定める。	10億円以内	1年以内	必要となる場合がある。	個人保証人は不要	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
予約保証	事業に要する運転・設備資金	2,000万円以内	5年以内(小口零細企業保証を利用する場合は10年以内)	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
新規応援保証	事業に要する運転・設備資金	5,000万円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業再生計画実施関連保証	事業再生の計画の実施に必要な運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	15年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
災害緊急特別保証	災害等の発生により必要な事業資金	8,000万円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
設備応援みらい保証	事業に要する設備資金及び設備導入に附帯する運転資金	2億8,000万円以内	20年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
小口カードローン当座貸越根保証「ミミボくん」	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき50万円以上で、500万円以内	1年又は2年	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
東日本大震災復興緊急保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
危機関連保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
財務要件型無保証人保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	運転資金7年以内、設備資金10年以内、運転設備は10年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。
事業承継サポート保証	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金	2億8,000万円以内	15年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
自主廃業支援保証	廃業計画の実施に必要な事業資金	3,000万円以内	1年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
長期成長保証「つなぐ」	事業に要する運転資金	1億円以内	7年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業承継特別保証	制度要綱で定める。	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。
スタートアップ創出促進保証	創業により行う事業の実施に必要な運転・設備資金	3,500万円以内	10年以内	不要	不要	制度要綱で定める。
サステナビリティ推進保証「ともみらいへ」	事業に要する運転・設備資金	3,000万円以内 ただし、申込人資格要件(2)の者については、8,000万円以内	運転資金7年以内、設備資金10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業者選択型経営者保証非提供保証	本保証を適用する保証の制度要綱等による。	本保証を適用する保証の制度要綱等による。	本保証を適用する保証の制度要綱等による。	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証	事業に要する運転・設備資金	8,000万円以内 経営安定関連保証については、別に8,000万円	10年以内	不要	不要	制度要綱で定める。
プロパー融資借換特別保証	事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。
経営力強化保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
協調支援型特別保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)	事業再生の計画の実施に必要な運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	15年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
金融機関連携型推進保証「TAG」	事業に要する運転・設備資金	8,000万円以内	運転資金7年以内、設備資金10年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。